

京都市大学のまち交流センターを使用される

加盟大学・短期大学の教職員学生の皆さまへ

(公財) 大学コンソーシアム京都

『京都の大学等』が交流活動に使用する場合』の使用料(大学料金)の適用について

京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）の使用に関する条例では、講義室等の使用料について、「京都市告示第 57 号（平成 21 年 4 月 6 日）、556 号（平成 26 年 3 月 28 日）」に定める「京都の大学等」（以下、『京都の大学等』という）が、設置目的に合致した交流活動（学術研究の成果その他の知的資産を活用することにより豊かな地域社会の形成に資するため、大学相互の間及び大学と産業界、地域社会等との間の連携及び交流を促進する活動）に使用する場合にのみ、一般使用と異なる料金設定（以下、『大学料金』という）を適用することが定められています。

大学料金の適用について、以下の適格事項の一つを満たすことを要件とします。

1 適格事項（ただし、不適格事項に該当する場合は除く）

- (1) 使用申請者*1 が、「京都の大学等」の法人(大学・学部等を含む)を代表する者で、使用目的が上に掲げる交流活動で、その催事・行事・会議等を主催または共催する場合は適用する。なお、共催する場合については、学会等における当番校としての開催や、主催者との協同事業等で、「京都の大学等」が主体的に行事を運営する場合に限り適用する。
- (2) 使用申請者*1 が、「京都の大学等」の公認団体または「輝く学生応援プロジェクト」登録団体である学生団体（以下『公認学生団体』という）で、使用目的が課外活動またはその成果発表で、その催事・行事・会議等を主催または共催する場合は適用する。
- (3) 使用申請者が、「京都の大学等」に在籍（要身分証）する教職員（専任、非専任不問）で、その本人が、その催事の主催者であり（又は主催に準じた立場にあり）、かつ、使用目的が、研究・教育、SD・FD等大学改革に関する研修・会議や教育研究成果の還元（発表・報告・授業等）である場合は適用する。

2 不適格事項の例（＝一般料金適用）

- (1) 「京都の大学等」以外の大学、法人格を持つ学会・研究会・企業・団体等が主催で使用する場合。（ただし、適格事項(1)の「京都の大学等」が共催する場合に適合する場合は除く）
- (2) 大学教育等に関係の無い、個人の趣味等に関する会議等。
- (3) 組合活動で使用する場合。
- (4) 公認学生団体ではなく、大学生個人が使用する場合。
- (5) 公認学生団体主催ではなく、当該団体が加盟または所属している連盟・団体等が主催で使用する場合。
- (6) 公認学生団体が使用する場合における、アルコール提供を伴う懇親会・交流会等。

※ 以下のような行為は当然のことながら禁じられています。

- (1) 使用申請者等*2が使用せず、それ以外の者が使用する（した）場合（名義貸し）。
＜例＞使用申請者等*2による備品（AV 卓鍵等）の受渡・返却ができない場合（使用申請者の不在・中抜け・名義貸し等）。
- (2) 使用申請者等*2が申請した内容と異なる内容(目的・用途等)で使用する(した)場合（虚偽申告）。
＜例＞使用申請者を主催者として申請していたが、実際の主催者は使用申請者の所属する「京都の大学等」以外の大学等であった場合や、法人格を持つNPO団体であった場合等。

*** 大学料金の適用を取り消した場合は、一般料金との差額を徴収します。**

*** 名義貸し等悪質な場合は、使用許可を取り消す場合があります。**

教職員・学生の皆様におかれましては、当館設置趣旨をお汲み取りいただき、上記事項に御留意のうえ御使用くださいますよう、御理解・御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以 上

*1 法人・団体の場合は代表者となる。窓口で実際に申請や鍵借受等一連の手続を行う主担当者は当該大学等あるいは公認学生団体に在籍するもので、各手続毎に窓口で身分証提示が必要。

*2 使用申請者本人あるいは、窓口で実際に申請や鍵借受等一連の手続を行う主担当者。

京都市告示第 57 号（平成 21 年 4 月 6 日）、556 号（平成 26 年 3 月 28 日）

1 京都教育大学	26 京都精華大学
2 京都工芸繊維大学	27 京都西山短期大学
3 京都大学	28 京都聖母女学院短期大学
4 京都府立医科大学	29 京都造形芸術大学
5 京都府立大学	30 京都橘大学
6 京都市立芸術大学	31 京都ノートルダム女子大学
7 池坊短期大学	32 京都美術工芸大学
8 大谷大学	33 京都文教大学
9 大谷大学短期大学部	34 京都文教短期大学
10 華頂短期大学	35 京都薬科大学
11 京都医療科学大学	36 種智院大学
12 京都外国語大学	37 成安造形大学
13 京都外国語短期大学	38 成美大学
14 京都学園大学	39 成美大学短期大学部
15 京都華頂大学	40 同志社女子大学
16 京都看護大学	41 同志社大学
17 京都経済短期大学	42 花園大学
18 京都光華女子大学	43 佛教大学
19 京都光華女子大学短期大学部	44 平安女学院大学
20 京都嵯峨芸術大学	45 平安女学院大学短期大学部
21 京都嵯峨芸術大学短期大学部	46 明治国際医療大学
22 京都産業大学	47 立命館大学
23 京都情報大学院大学	48 龍谷大学
24 京都女子大学	49 龍谷大学短期大学部
25 京都女子大学短期大学部	50 放送大学

(京都学習センターが使用する場合に限る。)